

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社シーユーシー			コード	9158
提出日	2026/6/4	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	芦澤 千尋	社外取締役	○													○	新任	有
2	加藤 佑子	社外取締役	○													○	新任	有
3																		
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません	芦澤千尋氏は、弁護士として20年以上にわたり国際的な法律事務所での豊富な実務経験を有するとともに、国内外の資本市場取引、金融商品取引法その他の企業法務、上場会社の情報開示及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しております。また、同氏は、ハーバード大学大学院においてリベラルアーツ（サステナビリティ専攻）の修士号を2026年5月に取得しており、気候変動、サステナビリティ、ESG及び企業の持続的成長に関する幅広い知見も有しております。これらの経験及び知見を活かし、資本市場及び投資家の視点に加え、サステナビリティの観点も踏まえながら、独立した客観的な立場から当社の経営を監督するとともに、情報開示、コンプライアンス、リスク管理、コーポレート・ガバナンス及びサステナビリティ経営の強化について有益な助言・提言を行うことにより、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。
2	該当事項はありません	加藤佑子氏は、民間企業での実務経験を経て弁護士となり、企業法務全般、特に人事労務分野において豊富な専門知識と経験を有しております。同氏は、多くの企業活動を法的側面から支援してきた実績に加え、複数の企業における社外監査役としての経験を通じて、企業統治に関する高度な専門性と客観的な視点を備えており、当該知見を活かして、当社の経営に対する適切な助言や、専門的見地からの業務執行の監督等いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しています。
3		
4		
5		

4. 補足説明

対象となる社外役員の全員について、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しているため、補足説明すべき事項はありません。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役に1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。